湯前町立湯前中学校 校 長 新川 晃英

まん延防止等重点措置適用等に伴う新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策の 徹底について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組については、先日、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組の徹底について(R4.1.13)」でお願いしたところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加する中、本県においては「まん延防止等重点措置」が適用されました。

つきましては、学校と家庭において感染拡大への危機感を共有し、下記の事項について連携した対策 を徹底して参りますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、再度ご連絡いたします。

記

1 健康チェックカードの提出について

毎朝の検温、保護者による健康観察、サインの記入の上、提出をお願いします。

健康チェックカード未提出の生徒は、別室にて検温、健康観察を行います。必要な場合は、ご家庭の 緊急連絡先に連絡し確認を行います。

2 出席停止について

出席停止となる場合(裏面参照)、学校へご連絡ください。また、感染の不安や他の人に感染させる不安等がある場合は、学校へご相談ください。

3 学校行事について

学校行事は、生徒の安全・安心を最優先に考え、中止や延期を含め実施を検討していきます。

(※ 第2学年の修学旅行については、2月上旬に実施時期の判断を行います。)

4 部活動について

部活動は、なるべく個人での活動とし、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行いません。

また、対外活動は、練習試合等及び合宿は禁止します。(公式大会に限り参加できる。)

5 人権への配慮について

感染者や濃厚接触者等、また、ワクチンを接種していない人に人権に関わる差別的な扱いをすることのないようにお願いします。

6 その他

不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所には立ち寄らないようにしてください。

お問い合わせ 教頭 矢野 佳之 TEL 43-2022

## 出席停止となる場合

基準	期間
① 生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
② 生徒が濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の
	翌日から起算して 10 日間
③ 生徒が PCR 検査・抗原検査等を受けることが決定した場合	陰性と判明するまでの期間
(上記②の濃厚接触者に特定された者を除く)	
④ 生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味・嗅覚障がい	症状が見られなくなるまで
等の症状がみられる場合	
※新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の	
症状等がみられる場合も含む	
⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家族	同居の家族に症状が見られなくなる
に発熱等の風邪症状がみられる場合	まで
⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合	校長が必要と認める期間
※期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に	
長時間を要する場合等、校長が認める場合	
⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間